

2 歯及び口腔の健康づくり

(1) 社会環境の整備

ア 現 状

歯や口腔の健康づくりを推進するためには、個々の住民が積極的に取り組めるよう、身近で参加しやすい歯科保健サービスの継続的かつ効果的な実施と、必要な知識や情報提供など、環境の整備が必要です。

現在、口腔保健センターなど拠点を持ち、住民が利用できる定例の歯科相談及び歯科健診等を実施しているのは宝塚市、伊丹市、川西市の3市です。

また、むし歯や歯周病予防は、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診や歯石除去及び指導を受けることが重要であり、これらの予防処置は歯科医療機関において実施されていることから、住民への歯科医療機関の情報提供が必要です。

イ 課 題

住民が歯の健康づくりについて、専門的支援や相談が身近で気軽に受けられる拠点（口腔保健センター等）の設置と歯科医療機関の情報提供

ウ 推進方策

住民が歯科疾患の予防に取り組むための基盤整備と歯科医療機関情報の提供

住民が気軽に利用できる予防の拠点となる口腔保健センターなどの設置を推進し、定例の歯の相談や歯科健診の機会を設け、積極的な歯科疾患予防への取組を支援します。また、住民に地域の歯科医療機関情報の提供を行い、かかりつけ歯科医を持つための支援を行います。

さらに、歯科保健事業に従事する歯科専門職（歯科衛生士等）の配置を推進し、研修会等を開催するなど、資質向上を図ります。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
歯の相談や歯科健診の定例開催など、住民が利用できる機会や場所の確保	3市町 (H23阪神北圏域)	4市町

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・市町や団体等が実施する歯科保健事業に参加し、歯科疾患に対する知識を深める ・かかりつけ歯科医を持ち、歯科疾患の予防に努める
関係団体等	・関係団体が相互に連携し、歯科疾患の予防に対する知識の普及啓発

	<ul style="list-style-type: none"> ・〈歯科医師会〉住民が、かかりつけ歯科医を持つための支援として、歯科医療機関情報などの提供
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、歯周病予防が生活習慣病予防にも結びつくことを認識し、従業員やその家族に歯科健診や指導等の機会を持つなど、歯の健康づくりに取り組む
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が参加しやすい歯科保健事業を継続的かつ効果的に実施し、その拠点となる口腔保健センター等の整備を図り、歯科相談や健診の機会を持ち、住民の歯科疾患予防を支援する ・歯科保健に携わる歯科専門職（歯科衛生士等）の配置に努め、充実した歯科保健対策の推進
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な歯科保健サービスの実施について、協議及び検討会議等を持ち、関係機関や団体と行政が連携した基盤整備 ・かかりつけ歯科医を持つための支援として、歯科医療機関情報などの提供 ・歯科保健に携わる者を対象とした研修会の実施

(2) ライフステージ：妊産婦

ア 現 状

妊産婦はホルモンバランスの変化や不規則な食事等で口腔の環境が悪化し、むし歯や歯周病が増加しやすくなります。

また、妊婦が重度の歯周病にかかると、早産や低体重児出産を引き起こすことがあります。このため、平成23年度から圏域内の全市町で妊婦を対象とした歯科健診及び指導を実施していますが、仕事を持つ妊婦も多く、受診率が伸び悩んでいます。

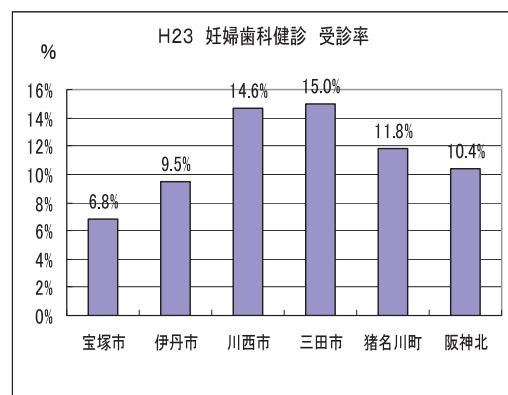
産婦に対する歯科健診や指導の機会としては、猪名川町のみ乳児健診に併設して実施しています。

実施方法 (H23)	市町名	主な実施内容
集団歯科健診 (妊婦教室等に歯科健診を併設、無料)	宝塚市	月1回開催、定員20名
	川西市	月1回開催、主に初妊婦対象
	猪名川町	隔月実施、母親学級に併設 9~10か月児健診で歯科健診実施
施設健診 (歯科医院で受診、負担金500円)	伊丹市	市民総合歯科健診の対象に妊婦も含まれ、歯科医院で受診可
	三田市	歯科口腔健診の対象に、妊婦も含まれ、歯科医院で受診可

表9 H23 阪神北圏域 妊婦歯科健診実施状況

H23	対象者数	受診者数	受診率
宝塚市	2,095	142	6.8%
伊丹市	2,092	198	9.5%
川西市	1,216	178	14.6%
三田市	833	125	15.0%
猪名川町	195	23	11.8%
阪神北	6,431人	666人	10.4%

図6



イ 課題

圏域内の全市町で妊婦を対象とした歯科健診を実施しているが、受診率が10.4%と低い

ウ 推進方策

妊婦歯科健診の受診者増加と充実

地域の実情に沿った妊婦が利用しやすい歯科健診及び教室等の開催について、検討や協議する機会を持ち、妊婦歯科健診受診者の増加を図ります。

また、母子手帳交付時に妊産婦の口腔内が悪化し、重度の歯周病が早産を引き起こすことがあることを含め、歯科疾患予防の知識の普及啓発と歯科健診の受診勧奨を図ります。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
妊婦歯科健診の受診者の増加	10.4% (H23阪神北圏域)	13.0%

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・市町や団体等が実施する歯科健診事業に参加し、歯科疾患予防に対する知識を深め、関心を持つ
関係団体等	・歯の健診及びかかりつけ歯科医を持つ必要性等の普及啓発
事業者	・妊婦や産婦に配慮した職場環境の整備や、市町実施の歯科保健事業参加についての配慮
市町	・妊婦が参加しやすい歯科健診や教室等を開催し、歯科疾患予防に対する知識の普及啓発
健康福祉事務所	・妊産婦に対する効果的な市町歯科保健事業の在り方について検討する機会を持ち、歯科疾患予防事業の充実 ・歯科疾患予防に対する知識の普及啓発

(3) ライフステージ：乳幼児期

ア 現 状

乳幼児期はむし歯が発生しやすく、歯みがき習慣の獲得や適切な甘味食品や飲料の摂取の工夫など、保護者への普及啓発が重要です。また、3歳児頃は乳歯が揃い、噛む機能が整う時期で、よく噛んで食べる習慣を身につけることが大切です。

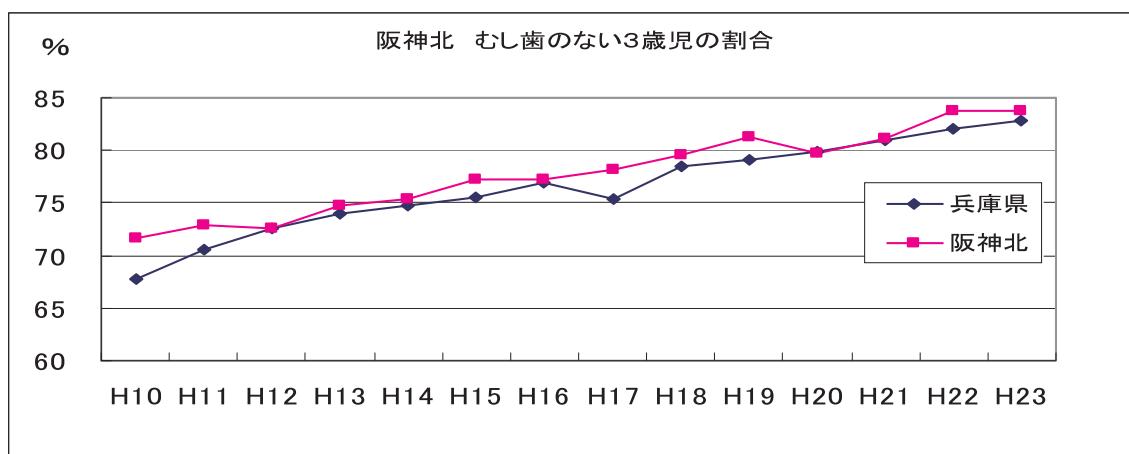
阪神北圏域では、むし歯を持つ3歳児の割合は年々減少傾向にあり、平成23年度は17.2%で県平均18.0%よりやや低く、むし歯のない児が増加しています。

しかし、3歳児以降、急激にむし歯が増加することから、よく噛むなど食育との連携や、フッ化物の応用によるむし歯予防の知識の普及啓発が必要です。

近年、むし歯が多発している子どもに、育児放棄や虐待との関連を疑うこともあります。関係機関との連携が必要です。

*むし歯を持つ児：未治療のむし歯だけでなく、過去にむし歯を経験した者や治療済みの者も含む

図7



イ 課 題

むし歯を持つ児は年々減少しているが、乳歯のむし歯が増加しやすい時期であり、食育との連携や保護者に対するむし歯予防の知識の普及啓発

ウ 推進方策

乳歯のむし歯予防と歯みがき習慣の獲得

むし歯の増加を抑制するため、歯みがき習慣の獲得や適切な甘味食品や飲料の摂取の工夫について、保護者への普及啓発を推進します。

また、圏域の関係機関や団体（いづみ会、栄養士会、愛育班等）と連携を図り、よく噛んで食べる習慣、食べ方など食育を推進します。

また、保育所や幼稚園など施設を通じて、保護者による仕上げみがきの勧奨など、^{こうくう}口腔清掃やフッ化物の応用についての正しい知識を含めたむし歯予防の普及啓発を行います。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
むし歯のない幼児の増加（3歳児）	83.8%（県 82.8%） (県：H23 年度 3 歳児歯科健診結果調査)	85.0% (県 87% 以上)

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・市町や団体が実施するむし歯予防事業に積極的に参加し、歯みがき習慣の獲得や適切な間食の工夫、よく噛んで食べるに努める
関係団体等	・歯と口の健康週間、いい歯の日等イベントでのむし歯予防の普及啓発
事業者	一
市町	・各歯科検診、健康教室等における、むし歯予防知識の普及啓発 ・歯と口の健康週間、いい歯の日等イベントで啓発事業の実施 ・地域の子育てサークル、保育所、幼稚園と連携し、親子でもむし歯予防、食育について学習する機会を持つ
健康福祉事務所	・関係機関と連携した乳幼児のむし歯予防、食育についての知識の普及啓発

（4）ライフステージ：学齢期

ア 現 状

むし歯を持つ児童や生徒は年々減少し、県平均よりやや低い値で推移していますが、小学校 4 年生までは年齢が上がるにつれ、むし歯を持つ児童が増加し、小学校高学年では永久歯への生え替わりにより、一時的にむし歯を持つ児童は減少するものの、再び中学生で増加しています。

平成 23 年度の 12 歳児（中 1）の一人平均むし歯数は 0.98 歯と、県平均 1.18 歯より低く、県下で最も少ない圏域です。

しかし、むし歯の処置完了者の割合がどの学年も約半数で、特に、永久歯が生え揃った中学生の処置完了者平均は 53.3% と、むし歯の治療を完了しないまま放置されています。

さらに、年齢が高くなるにつれ保護者による管理がいき届かず、食習慣や歯みがき習慣が不規則になるのか、歯周病（G）が疑われる者の割合は、どの学年も県平均より高く、中学生で G の判定を受けた生徒は 5.9% と県平均 4.7% より高い状況です。

図 8

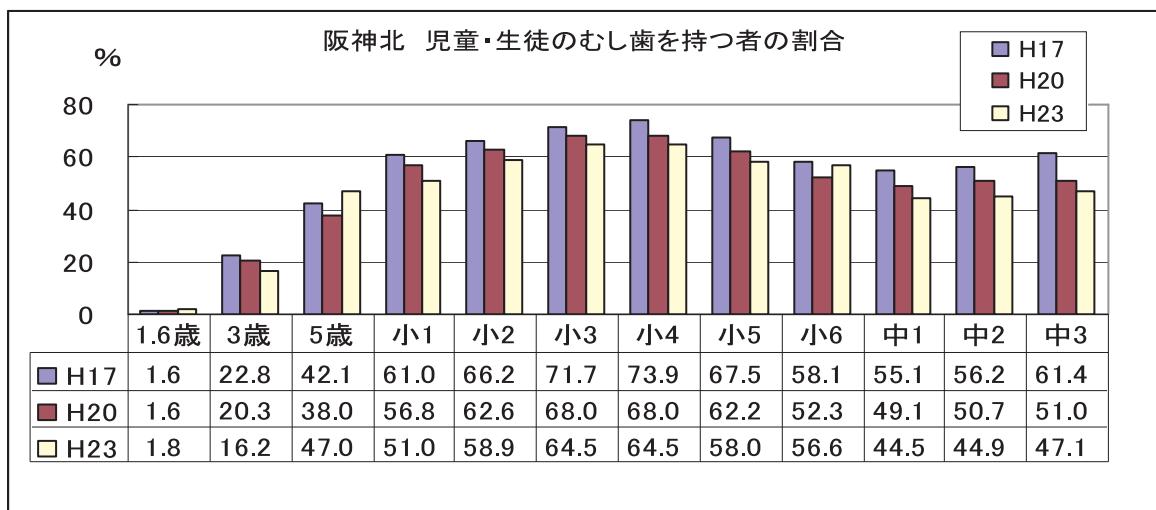


図 9

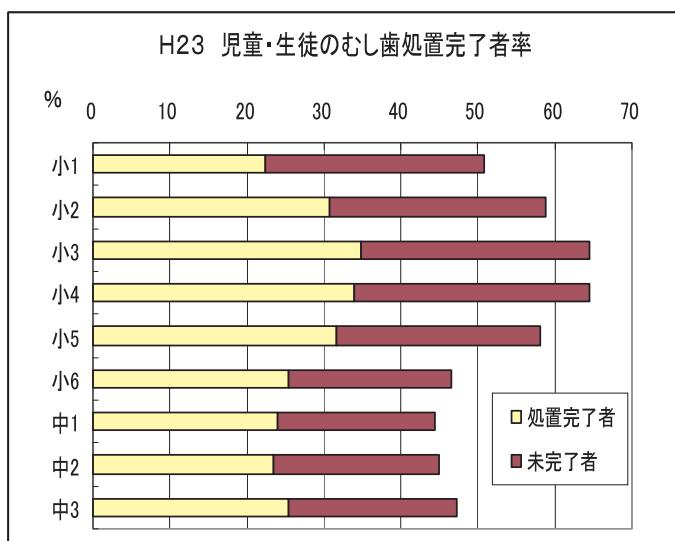


図 10

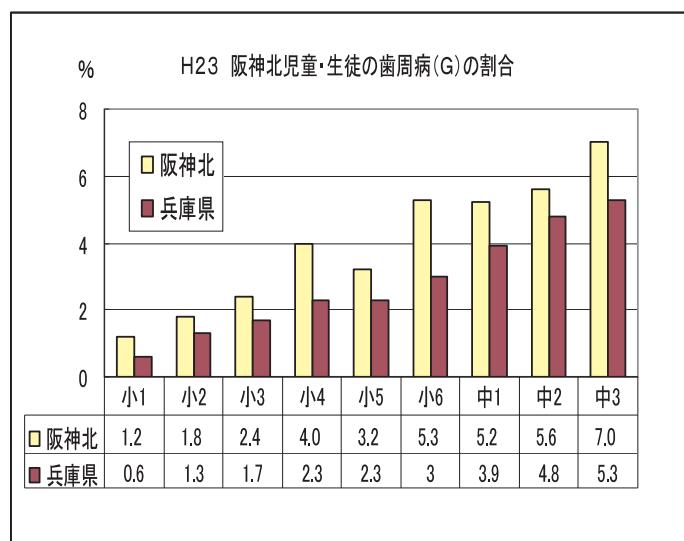
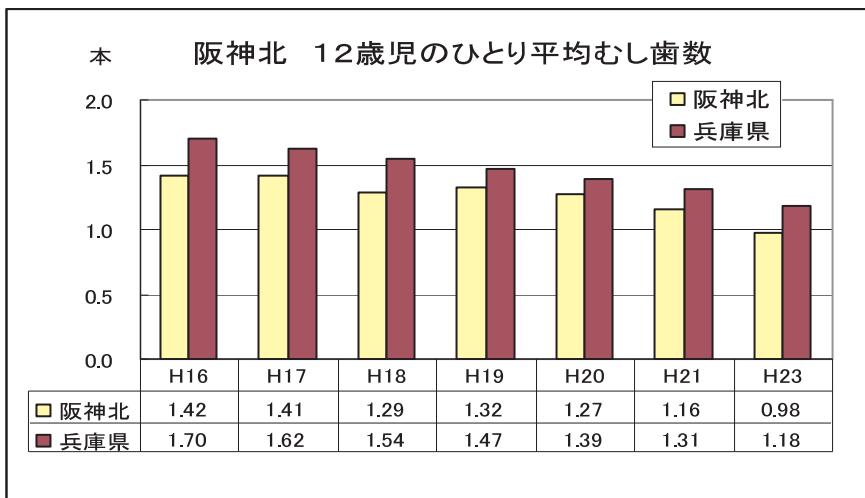


図 11



資料：兵庫県「保育所、幼稚園及び学校における歯科健診結果調査」

※参考：GO（ジーオー）歯周病要観察者（軽い歯肉炎が見られる場合）→ 保健指導

G（ジー）要治療の歯周疾患または歯石の沈着があり、歯周病に関して歯科医による診断と治療が必要な場合→ 要精検

イ 課 題

むし歯の処置完了者が半数であり、歯周病が疑われる者(G)はどの学年も県平均より高く、年齢と共に増加している

ウ 推進方策

永久歯のむし歯及び歯周病予防とよく噛む習慣の定着

学校関係者、歯科医師会、行政が連携を図り、むし歯や歯周病予防について情報交換を行うなど、学校における歯科保健を支援し、むし歯の処置未完了者への受診勧奨を図ります。

また、自己管理がおろそかな時期でもあり、むし歯だけでなく歯周病予防の知識も加えた、児童・生徒自身の基本的な歯の健康づくりを推進します。

さらに、顎の成長を促進し、歯ならびや噛み合わせのバランスが取れるよう、圏域の関係機関や団体（いづみ会、栄養士会、愛育班等）と連携を図り、よく噛んで食べる習慣、食べ方など食育を推進します。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
一人平均むし歯数の減少（12 歳児）	0.98 歯 (県 1.18 歯) (県 : H23 年度学校検診 結果調査)	0.88 歯 (県 1 歯未満)
むし歯の処置完了者の増加（中学生）	53.3% (県 : H23 年度学校検診 結果調査)	60%
歯周病（G）判定者の減少（中学生）	5.9% (県 : H23 年度学校検診 結果調査)	4.9%

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	・ むし歯及び歯周病予防に关心を持ち、効果的な歯みがきの実施、適切な間食の工夫、よく噛んで食べることに努める
関係団体等	・ 学校歯科検診等、学校における指導を充実し、むし歯及び歯周病予防の実践の支援 ・ 保護者に歯科疾患予防について知識の普及啓発 ・ よく噛んで食べる習慣の普及啓発
学校	・ 歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）と連携を図り、むし歯や歯周病予防にかかる指導の充実と普及啓発

市町	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者、歯科医師会、行政が連携を深め、情報交換を行う ・歯と口の健康週間、いい歯の日等イベントで啓発事業の実施
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や団体、行政が連携を深め、むし歯及び歯周病予防への取組の支援 ・養護教諭を対象とした研修会を開催し、小中学校における歯科疾患予防対策への支援

(5) ライフステージ：成人期

ア 現 状

歯周病は歯を失う大きな原因であり、加齢と共に現在歯は減少しています。

歯周病予防には、毎日のセルフケアに加え、「かかりつけ歯科医」を持ち、むし歯や歯周病のリスクに応じた、継続的な指導管理を受けることが大切です。

また、重度の歯周病は、糖尿病を悪化させる、動脈硬化や心疾患などを引き起こすこともあります。歯周病は歯を失うだけでなく全身の健康とも関連があります。

平成23年度の実態調査によると、かかりつけ歯科医を持つ者の割合は68.6%ですが、定期的に歯石除去を受ける者は31.9%で、かかりつけ歯科医院で定期的に歯石除去や歯面清掃を受ける者の増加が必要です。

進行した歯周病を持つ者の割合は年齢が高くなるにつれ増加し、50歳では受診者の約半数、52.5%の者が進行した歯周病を有しています。

※進行した歯周病→歯周ポケットの深さ4mm以上

さらに、歯周病対策は生活習慣病の予防とも大きな関係があり、歯周病予防や改善により、動脈硬化、肥満、高血糖の予防につながります。

このため、若い年代から歯周病予防に取り組むことが重要であり、圏域内の各市町では歯周疾患検診等を実施し、平成23年度の節目健診実施市町(宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)の受診者は3,190人、受診率6.8%で、緩やかに増加しています。

図12

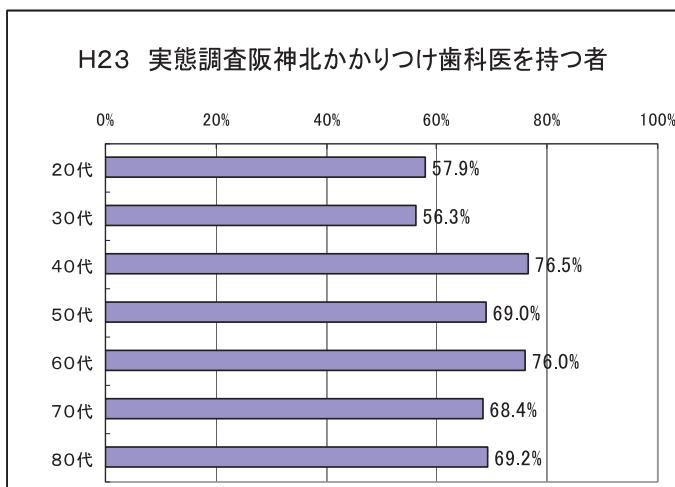


図13

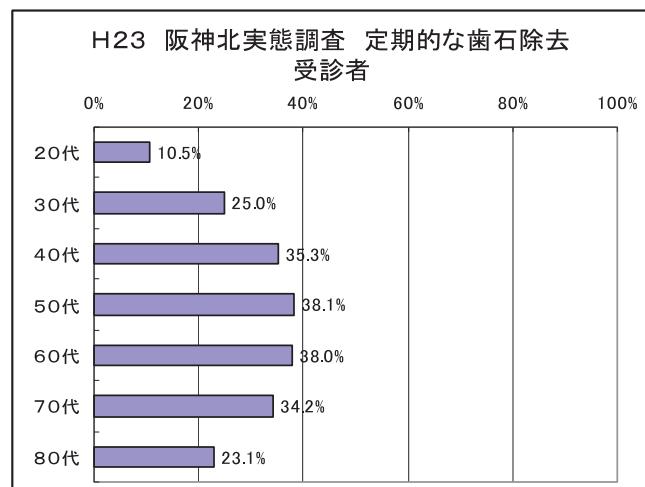


図 14

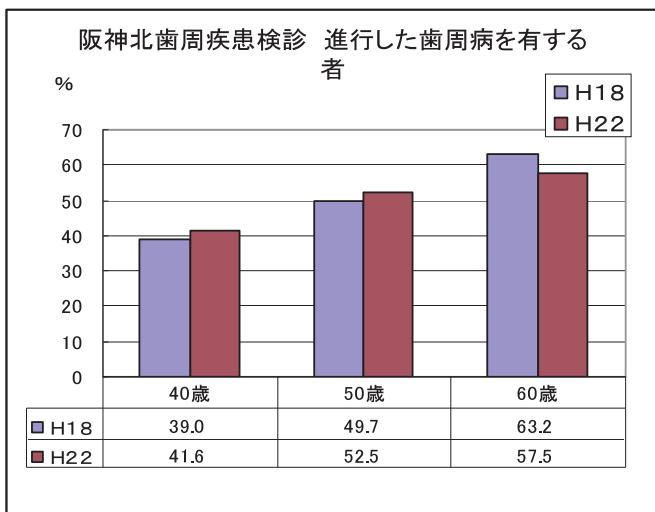


図 15

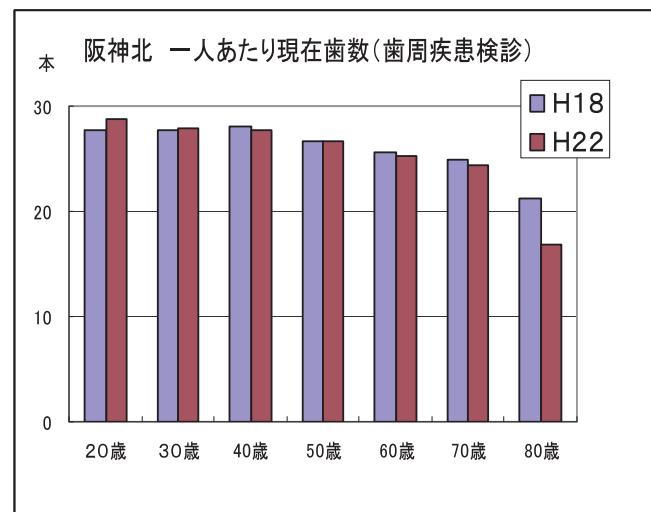


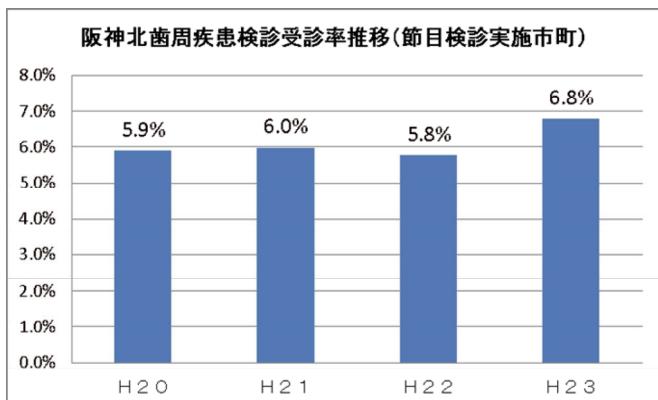
図 16

表 10 歯周疾患検診受診者の状況

(阪神北圏域 節目検診実施分)

	対象者数	受診者数	受診率
H20	34,957	2,057	5.9%
H21	34,877	2,086	6.0%
H22	41,135	2,378	5.8%
H23	46,983	3,190	6.8%

資料：兵庫県「兵庫県歯周疾患等検診結果調査」



イ 課 題

市町が実施する歯周疾患検診等の受診率の向上及びかかりつけ歯科医院で定期的に歯石除去や歯面清掃を受ける者の増加、50歳で進行した歯周病を有する者の減少

ウ 推進方策

はちまるにいまる

8020を支える歯周病予防の強化

かかりつけ歯科医を持ち、定期的な健診や歯石除去の必要性の普及啓発を行い、進行した歯周病を有する者の減少に努めます。

また、事業所における歯科健診や指導の実施を勧奨し、働き盛りの年代への歯周病予防を推進します。

さらに、市町実施の歯周疾患検診の対象者の拡大を図るなど、住民が受診しやすい健診の実施と若年からの歯周病予防の取組を推進します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
定期的な歯石除去や歯面清掃を受ける者の増加	31.9% (県 24.6%) (県: 平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査)	35%以上 (県 30%以上)
進行した歯周病を持つ者の減少 (40 歳、60 歳)	40 歳 41.6% 60 歳 57.5% (県: 平成 22 年度歯周疾患検診等調査)	40 歳 38.0% 60 歳 52.0%
歯周疾患検診等受診率の向上	6.8% (平成 23 年度阪神北圏域)	8.0%

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 市町や団体等が実施する歯科保健事業に参加し、歯科疾患に対する知識を深め、関心を持つ かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診や歯石除去を受けるなど、歯科疾患の予防に努める
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 歯の健診及びかかりつけ歯科医を持つ必要性等の普及啓発 歯と口の健康週間、いい歯の日等イベントでの歯周病予防の普及啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 歯の健診及び指導の機会を持つなど、歯周病予防の普及啓発
市町	<ul style="list-style-type: none"> 各歯科健診、健康教室等で重度の歯周病がからだに及ぼす影響について普及啓発 住民が参加しやすい歯周疾患検診等の実施や検診対象者の拡大など検診の拡充
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体、機関と連携を図り、歯周疾患検診受診率向上に向けて協議及び検討 かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯石除去等を受ける必要性の普及啓発

(6) ライフステージ：高齢期

ア 現状

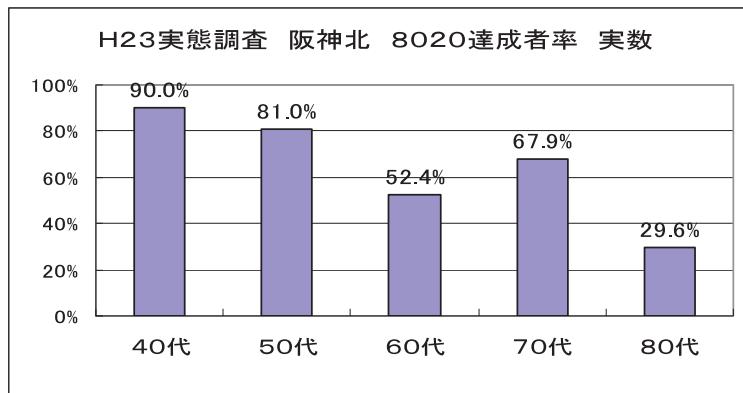
はちまるにいまる
8020 (80 歳になっても 20 本以上の自分の歯を保つ) の達成者の割合は、平成 23 年度実態調査(参考値)は 29.6% と、県平均 35.2% より低い状況です。

高齢期は徐々に歯の喪失が始まり、義歯を使用する者が増加し、咀嚼する、^{そしゃく}食べる、^{ごえん}飲み込む機能が低下するため、誤嚥性肺炎の予防が必要です。

圈域内の4市では、口腔機能向上を図るため、介護予防事業で口腔のケアを導入していますが、対象者の把握が困難な上、参加者が少ないなど課題があります。

また、平成19年度より阪神北圏域リハビリテーション支援センター及び県民局が主体として摂食嚥下障害対策研修会を開催するなど、嚥下障害に携わるヘルパーなど専門職の資質向上を図り、職種間の連携に努めています。

図17



はちまるにいまる <8020運動の目標値>	
40歳～44歳	→ 27歯以上
45歳～54歳	→ 25歯以上
55歳～64歳	→ 24歯以上
65歳～74歳	→ 22歯以上
75歳以上	→ 20歯以上

イ 課題

歯の喪失防止と口腔のケアの必要性と実践の支援や噛むことや飲み込む嚥下機能の低下による誤嚥性肺炎の予防対策の推進と医科歯科連携の推進

ウ 推進方策

歯の喪失防止、口腔のケア、口腔機能の維持・向上

老人クラブ等の高齢者団体と連携し、口腔清掃や義歯の手入れなど口腔のケアの知識や口腔機能の維持向上を目的とした普及啓発を図り、誤嚥性肺炎の予防、高齢者の食べる、話すことなど生活の質の維持向上を推進します。

また、重度の歯周病がからだに及ぼす影響について普及啓発を行うとともに、施設における歯科健診の必要性の普及啓発を図り、歯科と医科との連携を推進します。

さらに、嚥下障害に携わる専門職の資質向上に取り組み、職種間の連携に努めます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
80歳で自分の歯を20本以上有する人の増加	29.6%*参考値 (県35.2%) (県:平成23年度兵庫県健康づくり実態調査)	36.6% (県42%以上)

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> 市町等や団体が実施する歯科保健事業に参加し、口腔のケアに対する知識と口腔機能の維持向上に努める かかりつけ歯科医を持ち、歯周病予防に努め歯の喪失を防止する

関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> 口腔のケアの実施が口腔機能向上と結びつき、誤嚥性肺炎の予防につながるという知識の普及啓発
施設	<ul style="list-style-type: none"> 協力歯科医と連携を図り、利用者に歯科健診や口腔のケアを実施する 口の体操などの実施で口腔機能向上を図る
市町	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業での口腔のケアの実施と参加者の増加 身近な場所で健康教室などを開催し、口腔のケアや口腔機能の維持向上の普及啓発 重度の歯周病がからだに及ぼす影響についての普及啓発
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や団体と連携し、介護予防に携わる者へ口腔のケアの必要性や口腔機能の維持向上の必要性の普及啓発に努める 重度の歯周病がからだに及ぼす影響について普及啓発 嚥下障害対策として研修会を開催し、専門職の資質向上と職種間の連携

(7) 特に配慮を要する方

ア 現 状

障害者(児)、要介護者、難病患者は、口腔の管理や治療が困難な場合も多く、むし歯や歯周病など歯科疾患が重症化しやすい傾向にあります。

また、食べる、飲み込む機能が低下し、誤嚥性肺炎の予防が必要であり、介護に携わる者に、口腔機能向上についての知識や技術の普及啓発が必要です。

平成24年度県健康増進課調査によると、圏域内の介護老人保健・福祉施設44施設のうち、年1回以上歯科健診を実施していたのは12施設30.8%で、県平均28.9%よりやや高い状況でしたが、障害を持つ者が利用でき、適切な口腔のケアの実施や医療につながる歯科保健サービスが必要です。

健康福祉事務所では、難病患者や障害者(児)を対象とした歯科相談や訪問歯科保健指導を実施しており、圏域内では、宝塚市、伊丹市、川西市が口腔保健センターなどを設置し、障害者の指導や医療を展開しています。

在宅での訪問歯科診療や指導については、平成24年度に川西市で訪問歯科センターが開設されるなど、積極的に取り組まれていますが、住民に対する訪問歯科診療や車イス対応の歯科医療機関の情報提供が十分ではありません。

イ 課 題

障害者(児)、要介護者、難病患者への口腔のケア及び口腔機能向上の必要性の普及啓発と、障害者の治療や指導が可能な歯科医療機関、在宅における訪問歯科診療や指導を実施している歯科医療機関の情報提供

ウ 推進方策

障害者(児)、要介護高齢者、難病患者への歯科保健活動の充実

在宅での訪問診療や障害者の治療や指導が可能な歯科医療機関の情報提供を推進します。また、介護者や介護に携わる専門職が、口腔のケアや口腔機能の維持向上についての知識や技術の取得を支援します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
訪問歯科診療の実施や車イス対応の歯科医療機関の情報提供	4 市町	5 市町
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科健診実施率の増加	30.8% (県: 平成 24 年度兵庫県健康増進課調)	35%以上

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none">・ 歯科疾患の予防に关心を持ち、可能な範囲で口腔のケアを実施し、口腔機能の維持向上に努める
関係団体等	<ul style="list-style-type: none">・ 介護者等に口腔のケアや口腔機能維持向上の普及啓発・ 障害者の治療、訪問歯科診療が可能な歯科医療機関の情報提供・ 訪問診療への取組の拡大や歯科専門職の資質向上
施設など事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 施設等の利用者に対して、定期的な歯科健診や指導の実施に努める
市町	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者が歯科健診や指導、医療が受けられる口腔保健センターの設置など、体制の整備・ 口腔のケアや口腔機能の維持向上の必要性の普及啓発
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関や団体と連携し、介護に携わる専門職に口腔のケアや摂食嚥下障害対策の知識や技術の取得など研修会の開催・ 在宅での訪問診療や障害者の治療や指導が可能な歯科医療機関の情報提供・ 難病患者や障害者(児)を対象とした歯科相談や訪問歯科保健指導など、専門的口腔ケアの実施

※ 「口腔ケア」が商標登録されていると指摘を受けたため、兵庫県では下記のとおり表記をしています。

- ・ 歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士）が行うケア → 「専門的口腔ケア」
- ・ 住民自ら、または介護者が日常的に行う一般的なケア → 「口腔のケア」

3 こころの健康づくり

(1) 社会環境の整備

ア 現 状

・ストレス等の状況

平成 23 年兵庫県健康づくり実態調査によると、悩みやストレスを大いに感じる人の割合は 24.9%で全県平均 22.9%よりやや高くなっています。主なストレスや悩みの原因は「勤務問題」が 40.6%、「健康問題」が 32.9%、「経済問題」が 23.1%を占めています。ストレスや悩みの相談相手は、「家族」「友人・知人」が多く、一方、相談をためらう、相談先がわからない等で相談できない人は 12.2%で県全体の 10.5%より高くなっています。

また、睡眠障害のある人は 10.9%であり、そのうち「睡眠を助けるために薬を服用する」人は 24.7%でした。睡眠障害は、こころの病でよく見られる症状の一つであり、早期対応と必要に応じた早期治療が重要です。

イ 課 題

- ① 住民一人ひとりが自身や周囲の人のこころの健康について関心を持ち、ストレスと上手に付き合い、周囲の人を見守り、お互いに助け合えるこころの健康づくりに取り組むために、こころの健康に関する正しい知識の普及及び啓発の実施
- ② 相談できない人を適切な相談につなぐ相談体制の広報と連携の充実
- ③ こころの病にかかった県民への早期対応、早期治療の推進

ウ 推進方策

こころの健康づくりに関して県民に広く普及し、家庭、地域、職場等において、こころの健康づくりを推進するため、以下の施策を実施します。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
悩み・苦労・ストレス・不満などがあったとき、相談できない人（相談したいがためらう、相談先がわからない人）の割合の減少	12.2%	8.0%
眠れないことが頻繁にある人の割合の減少	10.9%	9.0%

〈平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査〉

【主な推進施策】

① こころの健康づくりを支援するための情報提供、相談の実施

睡眠やこころの健康、こころの病とその治療に関する認識を深めてもらうよう、普及啓発や相談を実施していきます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠やこころの健康、こころの病とその治療に関する認識の向上
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの健康、こころの病とその治療に関する普及啓発および相談体制の整備、専門相談窓口の紹介 〈教育機関〉 ・ 児童・生徒・保護者に対しこころの健康づくりのための正しい知識の普及
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの健康、こころの病とその治療に関する普及啓発及び相談体制の整備、専門相談窓口の紹介
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの健康、こころの病とその治療に関する普及啓発及び相談体制の整備、専門相談窓口の紹介
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの健康、こころの病とその治療に関する普及啓発及び専門相談の実施

② 地域における気づき、見守り体制と、こころの病への支援の充実

県民一人ひとりが、周囲の人のこころの病を身近なところで気づき、つなぎ、見守り等の行動ができるよう、正しい知識を身につけて取り組みます。また、こころの病にかかった県民への早期対応、早期治療につながる受診支援を推進します。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころの病の気づき、つなぎ、見守り等に関する知識の習得と実践
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り体制の整備（研修会の参加等） こころの病に罹患した県民への早期対応、治療 〈教育機関〉 ・ こころの問題の早期発見に関する教職員に向けた研修会の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り体制の整備
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り体制の整備、充実支援（研修会の開催等） ・ こころの病に罹患した県民への早期対応、受診支援
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見守り体制の整備、充実支援（研修会の開催等） ・ こころの病に罹患した県民への早期対応、受診支援

(2) ライフステージ：妊産婦・乳幼児期

ア 現 状

・妊産婦のメンタルケア

平成 20 年度兵庫県妊婦実態調査では、「予定外の妊娠」が 8.3% で、その場合妊婦健診の初診時期が遅い、受診回数が少ない、不安が多いなど心身共にリスクが高いことが明らかになってています。また、「産むか

産まないか迷ったことがある」妊娠葛藤を持つ妊娠が 19.4% でした。

平成 22 年の人口動態によると、阪神北地域の自然死産は 66 件、新生児死亡 7 件あり、周産期の喪失体験は女性や家族だけでなく、次の子どもにまで様々な影響を及ぼすといわれています。

・「養育支援ネット」の受理状況

未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握し、支援するために医療と保健が連携した「養育支援ネット」システムにより地域で支援を行っています。特に、育児不安や精神疾患の既往がある妊産婦は、産後うつ病の発症や精神疾患の悪化の恐れがあり、継続支援をしています。

表 11 健康福祉事務所実績報告（平成 22 年度）

区別	受理件数	母の精神疾患あり	支援件数	育児不安あり
宝塚	128	12	118	81
伊丹	129	3	118	33

表 12 市町実績報告（平成 22 年度）

市町別	受理件数	母の精神疾患あり	支援件数	育児不安あり
宝塚市	49	8	44	10
三田市	56	2	51	22
伊丹市	97	1	61	15
川西市	38	7	35	6
猪名川町	8	0	8	0

イ 課題

母子保健事業や関係機関の連携の中で、支援が必要な妊産婦や乳幼児を早期に発見し、支援できる体制の充実

ウ 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
産婦のうつチェックを実施する市町数の増加	2 市町	5 市町(100%)

【主な推進施策】

① 育児で孤立することがないような相談体制・仲間づくりの促進

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場づくりの推進とともに、地域ぐるみの子育て支援活動についても取り組んでいきます。また、育児不安を抱える保護者や、不安定な家庭状況にあるハイリスク親子等についても、相談・支援体制の充実を図ります。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくりや情報交換ができる場への参加 ・育児相談等の参加
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくりや情報交換ができる場の確保・協力 ・相談・支援体制への協力 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくりや情報交換ができる場の確保・協力 ・相談・支援体制への協力 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間づくりや情報交換ができる場づくりの推進 ・母子保健事業における相談・支援体制の充実
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援体制の充実に向けた協力、支援 ・まちの子育てひろばの拡充、支援 等

② 地域・医療機関の連携促進、エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用促進

妊産婦のこころの健康や子どもの健やかな発達支援に関する問題を、早期に発見し、フォローするため、母子保健事業の充実と「養育支援ネット」の推進を図るとともに、地域、医療機関等のさらなる連携を推進していきます。

また、産婦は、ホルモンバランスや環境、身体等の変化により、精神的に不安定になりやすい状態にあり、産婦の約 10% が産後うつ病を呈しているとも言われています。産後うつ病の早期発見について、エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用を促進していきます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業への参加 ・産後うつ病等に関する正しい知識の取得
関係団体等	<p>〈医療機関〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援ネットによる地域への情報提供、協力体制づくり ・エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用 ・産後うつ病を呈した者への医療の実施 ・母子保健事業実施への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業実施への協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用 ・乳幼児健診事業等相談・支援体制の充実 ・地域・医療が一体となった支援体制の構築の推進 等
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・エジンバラ式産後うつ病質問票等の活用促進 ・地域・医療が一体となった支援体制の構築の推進

(3) ライフステージ：思春期

ア 現 状

阪神北地域の不登校の児童・生徒の割合は、小学生 0.22%、中学生 2.38%で、県と比べてやや少ない状況です。しかし、眠れないことが頻繁にある人、悩みがあつた時に誰にも相談しない人の割合は、いずれも全県より高く、思春期のこころの問題に対応できる相談体制の強化が必要です。

警察統計による 20 歳未満の自殺者は平成 22 年、23 年ともに 2 名です。思春期の自殺では、いじめ等学校問題が大きな原因となっています。

表 13 阪神北圏域 不登校生徒数（小・中学生）（平成 23 年度）

		阪神北	県
小 学 生	生徒数(総数)	44,410 人	315,644 人
	不登校生徒数	98 人	726 人
	不登校生徒の占める率	0.22%	0.23%
中 学 生	生徒数(総数)	21,340 人	161,853 人
	不登校生徒数	507 人	4175 人
	不登校生徒の占める率	2.38%	2.58%

また、特に精神的な障害がきっかけではなく、自宅や自室に 6 か月以上の長期間ひきこもって社会参加できないいる若者のひきこもりが増加傾向にあり、当事者や家族への支援が必要です。阪神北地域では、平成 21 年度よりひきこもり家族会 S M I L E の会が活動しており、同じ悩みを持つ者同士で安心して語り合える場所となっています。

イ 課 題

学校・保護者・地域が連携した対応ができるよう、情報提供や居場所づくりなどの取組の充実

ウ 推進方策

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
眠れないことが頻繁にある人の割合の減少 (中学 1 年生、中学 3 年生、高校 1 年生、高校 3 年生)	7.1%	5.0%
悩みがあつた時に誰にも相談しない人の割合の減少 (中学 1 年生、中学 3 年生、高校 1 年生、高校 3 年生)	22.9%	15.0%

〈平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査〉

【主な推進施策】

① 専門相談等の充実

いじめ、ひきこもり、不登校や、心身の悩み等、多岐にわたる思春期のこころの問題に対応できるよう、相談窓口の充実・推進を図ります。

また、同じ悩みを持つ者同士で安心して語り合えるひきこもり家族交流会活動に、引き続き協力します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none">・ こころの問題に関する相談窓口の利用・ 同じ悩みを持つ同士の交流会活動等へ参加
関係団体等	<ul style="list-style-type: none">〈医療機関〉・ 専門的加療が必要な者への医療の実施〈教育機関〉・ 相談窓口の設置、専門相談窓口への協力、紹介
事業者	—
市町	<ul style="list-style-type: none">・ 相談窓口の設置、専門相談窓口への協力、紹介 等
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none">・ 専門相談窓口の充実、ひきこもり家族会への協力

② 学校等におけるアルコールや薬物等に関する正しい知識の普及啓発

アルコールや薬物が心身に与える影響や飲酒の危険性等について、正しい知識を普及していくため、学校等で児童・生徒に直接教育する機会を設けるとともに、家族や地域に対しても、未成年者の飲酒や薬物を容認しない、地域行事で飲酒を勧めない等の普及啓発を実施していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none">・ アルコール、薬物に関する正しい知識の習得
関係団体等	<ul style="list-style-type: none">〈教育機関〉・ アルコール、薬物に関する正しい知識の普及啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none">〈飲食店等〉・ 未成年にアルコールを提供しないことへの普及啓発
市町	<ul style="list-style-type: none">・ アルコール、薬物に関する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none">・ 専門相談窓口の充実・ アルコール、薬物に関する正しい知識の普及啓発

(4) ライフステージ：成人期

ア 現 状

・自殺の状況

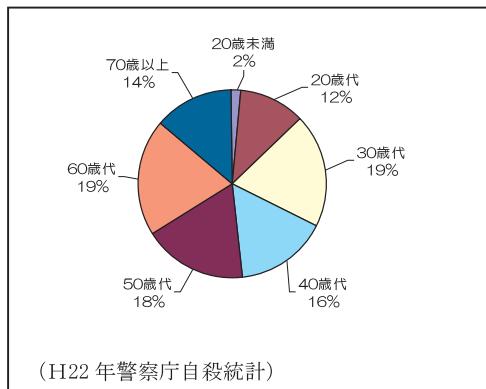
阪神北地域の人口 10 万対自殺率は、平成 23 年 18.5(134 人)であり県平均に比べ低く、自殺の標準化死亡率は男女とも全県一低い状況です。

表 14 自殺率の推移（人口動態統計）

	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
阪神北	19.6	18.9	17.5	19.1	18.5
兵庫県	23.7	21.9	22.1	22.5	22.5

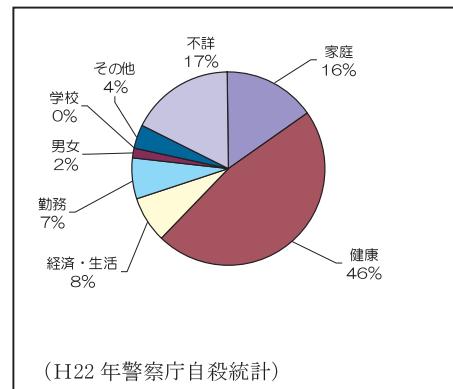
阪神北圏域における自殺者数の年齢別割合

図 18



阪神北圏域における自殺者の原因・動機別割合

図 19



阪神北地域では若い世代や働き盛り世代の自殺者が高齢者と同等の割合でみられる点が特徴的と言えます。

自殺の原因としては「健康問題」が半数近くを占め、「家庭問題」「経済・生活」の順となっています。

阪神北地域においては、平成 15 年度より「うつ・自殺関連事業」を実施し、経年的に自殺対策に取り組んでいます。

イ 課 題

働き盛り世代の自殺予防について、地域保健、職域保健が連携した、普及啓発や相談体制の充実と支援者の資質向上

ウ 推進方策

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
自殺者数の減少（人口動態統計）	134 人	113 人
多量に飲酒する人の減少 (1 日平均純アルコール 60 g を超えて飲む人の割合)	(男性) 2.1% (女性) 0.0%	(男性) 1.8%以下 (女性) 0.0%

〈平成 23 年度兵庫県健康づくり実態調査〉

【主な推進施策】

① 働き盛り世代における、うつチェック・メンタルケアの普及啓発

自殺率の高い働き盛り世代について、うつ病の啓発及び早期支援体制の整備を進めます。

こころの健康づくりに関し、特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの普及啓発に取り組んでいきます。

② 保健医療従事者の資質向上、相談窓口の充実

精神医療関係者、市町職員等を対象とした研修の実施等により、保健医療者の資質向上や、うつ病に対する支援体制の整備・強化を図ります。

また、職域・地域における医療相談、法律相談等の専門相談、働き盛り層に特化した電話相談窓口の設置等、相談窓口の充実を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none">・ うつやメンタルケアに関する正しい知識の習得
関係団体等	<ul style="list-style-type: none">・ 保健医療者の資質向上
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 研修会への参加・ 医療相談、法律相談等の専門相談等働き盛り層に特化した相談窓口の設置・ 特定健診や定期健康診断の機会を利用したうつチェック・メンタルケアの実施、フォローアップ、普及啓発
市町	<ul style="list-style-type: none">・ 相談窓口の充実・ うつチェック・メンタルケア、うつ病等の普及啓発、自殺予防キャンペーンの実施・ ゲートキーパー養成※
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none">・ 精神医療関係者、市町職員等を対象とした研修の実施

※ ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることです。

③ 精神科医と一般かかりつけ医などの保健医療等関係者との連携の促進

初期のうつ病患者が精神科以外の一般診療科を受診していることが多いことから、一般診療科医と精神科医の連携や、一般診療科医から精神科医へ早期に患者をつなぐための仕組みづくりを推進していきます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	・心身の不調時は、かかりつけ医等への相談
関係団体等	・内科等の一般診療科医と精神科医の連携促進、早期に患者を精神科医につなぐための仕組みづくり
事業者	・従業員の不調発見時の受診勧奨
市町	・保健医療等関係者で連携した、県民への支援の実施
健康福祉事務所	・保健医療等関係者で連携した、県民への支援の実施 ・保健医療等関係者の連携のための仕組みづくりへの支援

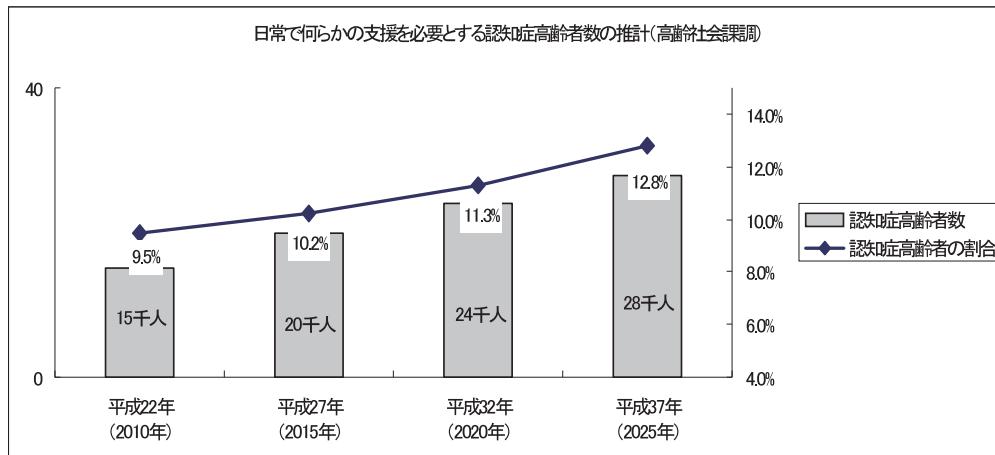
(5) ライフステージ：高齢期

ア 現状

・認知症高齢者の推計

阪神北地域の認知症高齢者数は平成 22 年に 14,998 人ですが、平成 37 年には 28,044 人となると予想しています。

図 20



・認知症医療について

阪神北圏域においては、認知症医療の拠点として平成 23 年 4 月 1 日に (独) 国立病院機構兵庫中央病院を指定しました。兵庫中央病院では平成 19 年 12 月より「物忘れ外来」を開設し、認知症の鑑別診断を行っています。また、電話相談により認知症の相談に対応しています。

あわせて、認知症対応医療機関の登録、認知症サポート医の養成（阪神北：9人、県：73人）、かかりつけ医認知症対応向上研修（阪神北：70人、県：539人）等を行い、認知症の医療体制の充実を図っています。さらに、「地域の夢推進費」に基づき、地域の特性に応じた医療と介護の連携強化に努めています。

・認知症ケア人材育成

国は平成17年度から「認知症を知り地域をつくる10か年」構想のもと、「認知症サポーター養成100万人キャラバン」の取組を推進しています。

表15 市町におけるキャラバン・メイト、サポーターの育成状況

市町別	人口	高齢化率	サポーター 養成講座	メイト数	サポータ ー数
伊丹市	197,053	19.9%	43	138	1,608
宝塚市	229,116	22.0%	74	49	2,344
川西市	159,685	25.3%	117	281	5,173
三田市	113,821	15.9%	96	104	2,562
猪名川町	32,363	19.4%	19	22	756

平成23年12月31日現在

※1 認知症サポーターとは、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアである。

※2 キャラバン・メイトとは、「認知症サポーター養成講座」の講師となる人で、県や市町等が開催する「キャラバン・メイト養成研修」を受講し登録した人である。

イ 課題

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症の正しい知識の普及・啓発、早期発見、治療、支援体制の推進

ウ 推進方策

【目標】

項目	現状値	目標値
キャラバン・メイト数の増加	594	1,800
認知症サポーター数の増加	12,443	40,000

【主な推進施策】

① 認知症見守り人材の養成と活動促進、普及・啓発

認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制づくりとして、認知症サポーターやキャラバン・メイト等、認知症見守り人材を養成し、活動を促進していくとともに、認知症に関する普及啓発を進めています。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する正しい知識の習得 ・認知症サポーター等への登録、活動
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症見守り人材の養成への協力 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する正しい知識の普及啓発への協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症見守り人材の養成、活動支援 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する正しい知識の普及啓発

② 認知症高齢者を支えるネットワークの構築・医療体制の充実

認知症には早期発見・診断・治療が重要であることから、認知症疾患医療センターのほか、兵庫県認知症対応医療機関等の登録・周知を図っていく等、認知症高齢者を支える医療体制の強化に取り組みます。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	—
関係団体等	<p>〈医療機関等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応医療機関等への登録 ・かかりつけ医の認知症対応力の向上 ・専門医とかかりつけ医、介護分野の連携促進
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者を支えるネットワークの構築協力
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者を支えるネットワークの構築促進
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター、兵庫県認知症対応医療機関等の周知、協力

③ 認知症予防の推進

認知症チェックシートの活用促進、認知症チェックの実施等により、認知症の早期発見のための仕組みづくりを推進していきます。また認知症予防や早期発見に必要な知識の普及啓発を進めていくことで、認知症の悪化予防や早期発見を目指します。

【各主体の役割】

主 体	主 な 役 割
県民	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防や早期発見のために、必要な知識の習得 ・認知症予防教室等への参加 等
関係団体等	<p>〈医療機関等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防に関する知識の普及啓発 ・認知症の早期発見のための仕組みづくりの推進 <p>〈老人福祉事業協会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防教室の開催、認知症タッチパネルの設置 等
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症予防、若年性認知症早期発見に関する知識の普及啓発 等
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症チェックシートの活用
健康福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見の仕組みづくりの推進 ・認知症予防の普及啓発（認知症タッチパネルの設置、予防キャンペーンの実施、リーフレット・ホームページの活用等） 等